

平成30年度 第11回 常設審議委員会 次第

日時 平成31年3月20日(水) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 2019年度地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催日程等について
- 2) 平成30年度田畑売買価格等に関する調査結果(概要)について
- 3) その他

6 協 議

- 1) 2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要請内容の検討について
- 2) その他

7 閉 会

次回 平成31年度第1回常設審議委員会は、
平成31年4月25日(木曜日) 13:30から 開催いたします。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

平成31年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議開催日程等について

平成31年3月20日
第11回常設審議委員会

1 開催日程（振興局順）

地区	開催日時	開催場所	対応役員職員
空知	4月9日（火） 15:40～17:30	岩見沢平安閣 岩見沢市5条東2丁目（電話0126-23-4581）	多田会長 幡野部次長、岡本技師
石狩	4月11日（木） 16:00～17:00	東急REIホテル 札幌市中央区南4条西5丁目1（電話011-531-0109）	佐久間専務理事 水尻調査役
後志	4月16日（火） 15:00～16:30	ホテル第一会館 倶知安町南3条西2丁目13（電話0120-36-1158）	佐久間専務理事 渡邊調査役
胆振	4月15日（月） 14:30～16:30	洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラス 洞爺湖町洞爺湖温泉21（電話0142-73-3500）	佐久間専務理事 渡邊調査役
日高	4月12日（金） 15:30～17:00	浦河町役場2階大会議室 浦河町築地1丁目3番1号（電話0146-22-2311）	小林副会長 乾局次長
渡島	4月12日（金） 14:45～16:15	大沼国際セミナーハウス第4研修室 七飯町字大沼町127番地1（電話0138-67-3950）	多田会長 三本部長
檜山	4月11日（木） 15:00～17:00	今金町交流促進センターあったからんど 今金町字今金435-270（電話0137-82-3711）	多田会長 三本部長
上川	4月11日（木） 15:30～17:00	南ふらの情報プラザ 南富良野町字幾寅（電話0167-39-7000）	小林副会長 幡野部次長
留萌	4月26日（金） 15:30～17:00	留萌市役所3階3・4号会議室 留萌市幸町1丁目11番地（電話0164-42-2086）	多田会長 三本部長
宗谷	4月19日（金） 15:00～17:00	稚内総合文化センター 稚内市中央4丁目13番23号（電話0162-22-2727）	小林副会長 乾局次長
十勝	4月9日（火） 15:00～16:30	紋別セントラルホテル 紋別市港町7丁目1-58（電話0158-23-3111）	小林副会長 乾局次長
十勝	4月16日（火） 15:30～17:00	帯広市役所10階第5A・B会議室 帯広市西5条南7丁目1番地（電話0155-65-4224）	中谷副会長 佐藤部長
釧路	4月11日（木） 14:40～17:30	摩周観光文化センター2階研修室 弟子屈町摩周3丁目3-1（電話015-482-1811）	中谷副会長 佐藤部長
根室	4月10日（水） 15:30～17:00	標津町生涯学習センター「あすばる」 標津町南1条西5丁目5-3（電話0153-82-2900）	中谷副会長 佐藤部長

2 開催の趣旨

今後の農業委員会活動の推進と次年度国費予算並びに政策要望に向けた検討を行うため、開催する。

3 主 催

一般社団法人北海道農業会議、各地方農業委員会連合会

4 参集範囲

市町村農業委員会長および事務局長

5 次 第

○ 開 会（司会：農業会議職員（一部地区を除く））

○ 挨 拶（農業会議 会長・副会長・専務理事）

○ 報告・協議（進行・説明：農業会議職員）

（1）2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要請に向けた検討について

（2）農業者年金の加入推進と北海道農業者年金協議会への参画について

（3）農業委員会組織の情報提供活動の取組と「全国農業新聞」普及推進について

（4）2019年度（一社）北海道農業会議事業のスケジュールについて

（5）農地中間管理事業法の改正法（案）の概要について

（6）その他

○ 閉 会

平成31年度全国農業委員会会長大会開催要領

＝「農地利用の最適化」の飛躍的な実現に向けて＝

平成31年3月
一般社団法人全国農業会議所

1. 目的

農業委員会組織は平成28年4月1日の改正農業委員会法施行を踏まえ、平成30年10月に1703全ての委員会が新体制への移行を完了しました。今後は組織を挙げて改正法で措置された新たな活動である「農地利用の最適化」に取り組み、成果を確保していくことが組織の内外から求められています。

一方、政府は農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会に提出しています。法案において、農業委員会に対して農地所有者・耕作者に対する意向調査や地域での話し合い活動等「農地利用の最適化」の取り組みをより明確化・重点化しました。

このため、平成31年度全国農業委員会会長大会を開催し、全国の農業委員会会長が一堂に会し、これまでの取り組みを踏まえて、「農地利用の最適化」の実績をあげるために、農業・農村の問題を幅広く汲み上げた現場の意見を反映させた政策提案決議を行います。併せて農業委員会組織の新たな運動「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の内容を踏まえ、組織を挙げて運動を推進するための申し合わせ決議等を行います。

2. 主催

(一社) 全国農業会議所

3. 参加者

市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等
約1,800人

4. 期 日

平成31年5月27日(月) 13:00～15:00 (開場 11:00)

5. 場 所

「文京シビックホール」

住 所：東京都文京区春日1-16-21

(TEL) 03-5803-1100 (代)

6. 次 第

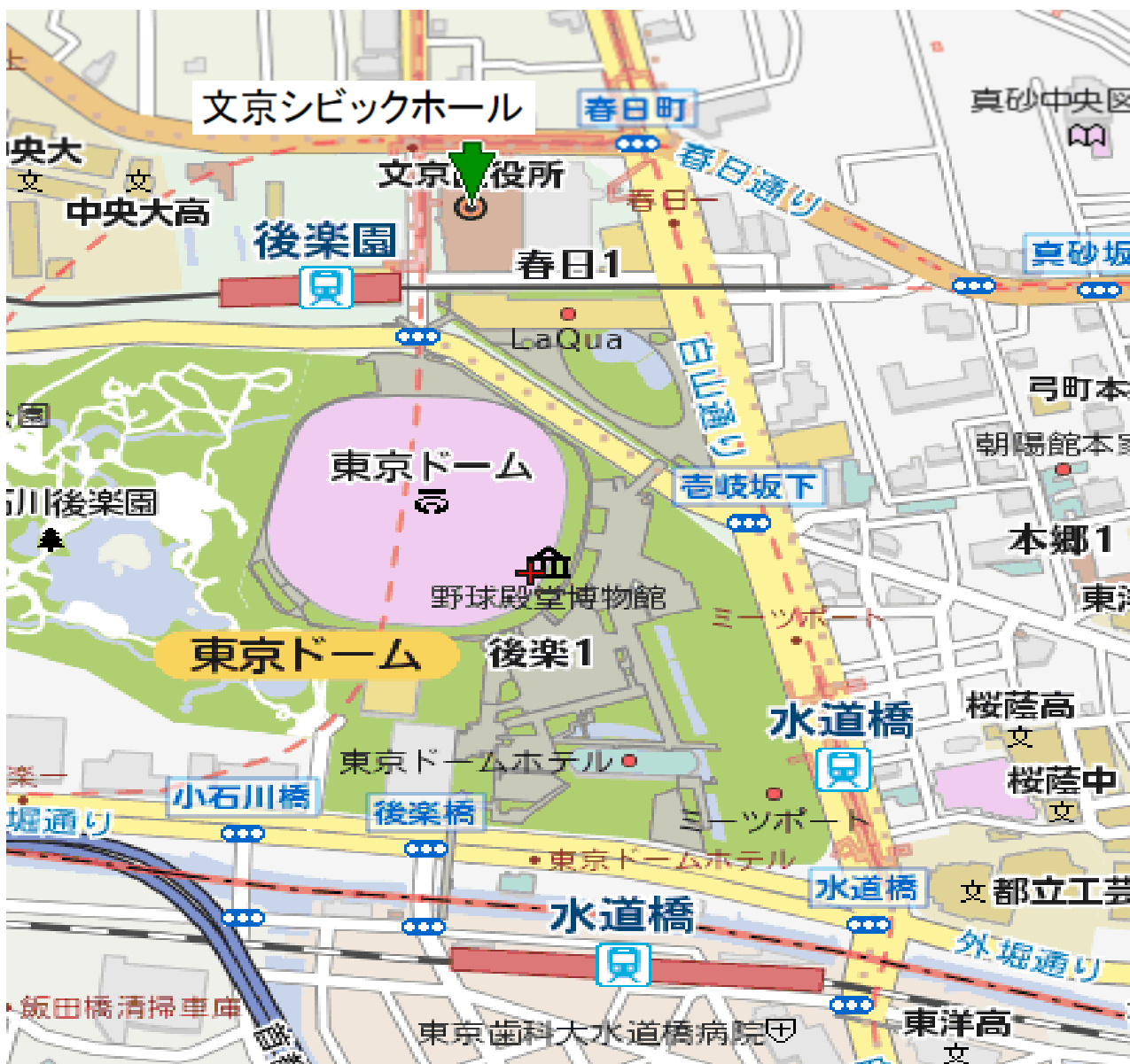
- (1) 開 会
- (2) 主催者挨拶
- (3) 運営委員長報告
- (4) 来賓挨拶
- (5) 農業委員会憲章唱和
- (6) 議長選出
- (7) 経過並びに情勢報告
- (8) 議 案 (※予定：今後の情勢を踏まえて検討)
 - ① 政策提案
 - i) 「農地利用の最適化」を実現するための政策提案 (案)
 - ② 申し合わせ決議
 - i) 「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議 (案)
 - ii) 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議 (案)
 - ③ 平成31年度全国農業委員会会長大会実行運動計画 (案)
- (9) 農業委員会活動の実践 (地域の話し合い活動等)を踏まえた決意表明 (予定)
- (10) ガンバロー三唱
- (11) 閉 会

7. 大会運営委員会

- (1) 大会運営委員会は、大会当日12時00分より同会場で開催する。
- (2) 大会運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。
- (3) 大会当日の運営分担は、大会運営委員会で決定する。

8. その他

- (1) 会場の着席は指定された場所で都道府県ごとに行う。
- (2) 来賓挨拶は、農林水産大臣、衆・参両院農林水産委員長とする。
- (3) 大会終了後、政府・国会に対する代表要請を行うとともに、各都道府県ごとに地元選出の国会議員への要請活動を行う。
- (4) 5月28日(火)10時より大会実行委員会を開催し、要請活動の報告等を行う。



◇文京シビックホール

住 所：東京都文京区春日1-16-21

電 話：03-5803-1100 (代)

<交通アクセス>

- 東京メトロ後楽園駅・丸の内線（4a・5番出口）南北線（5番出口）徒歩1分
- 都営地下鉄春日駅三田線・大江戸線（文京シビックセンター連絡口）徒歩1分
- JR総武線水道橋駅（東口）徒歩9分

平成31年度 全国農業委員会会長大会
参加見込み人数一覧(案)

都道府県名	人 数
北 海 道	172
青 森	42
岩 手	35
宮 城	37
秋 田	27
山 形	37
福 島	61
茨 城	46
栃 木	27
群 馬	36
埼 玉	64
千 葉	55
東 京	47
神 奈 川	34
山 梨	29
岐 阜	44
静 岡	37
愛 知	56
三 重	31
新 潟	37
富 山	17
石 川	21
福 井	19
長 野	79

都道府県名	人 数
滋 賀	21
京 都	28
大 阪	45
兵 庫	42
奈 良	39
和 歌 山	32
鳥 取	21
島 根	22
岡 山	30
広 島	22
山 口	20
徳 島	26
香 川	19
愛 媛	22
高 知	35
福 岡	63
佐 賀	22
長 崎	23
熊 本	47
大 分	20
宮 崎	28
鹿 児 島	45
沖 縄	40
合 計	1,800

2020年度農業政策・予算に関する要請（案）

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的農業経営を中心とした生産構造を構築し、これらの経営体を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図るためには、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要である。それには、地域の実態に即した担い手の育成・農地の確保と有効利用の推進、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の実行が喫緊の課題である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、その内容は必ずしも本道にあった制度とはいえない。

以上を踏まえ、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る諸対策を中心に現場からの意見を集約し、政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会では、今後の農業施策及び平成31年度農業予算の策定において、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国際交渉における基本的な姿勢について

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすべきである。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめて、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定と発効並びに今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことが引き起こされないよう万全の措置をとること。

2. 農政の確立について

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。

さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。

このことから、育成すべき担い手の姿の明確化と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進

本道においては、賃貸借権設定と所有権移転が併存するかたちで、担い手への農地集積が進んでいるが、相続未登記や相続放棄等により、利用が困難となる農地が増加している。

また、利用権を基本とした農地流動化では、土地改良事業をはじめとした基盤整備の実施について、所有権を有しない農地に対する投資を躊躇する例があり、その結果、将来的に利用が困難となる農地が増加する可能性も懸念される。

今後も農地の集積と集約をはかるためには、農村現場の実態を踏まえて、地域における望ましい農業構造の確立と農地利用の推進を支援する観点から実施すべきであり、そのためには、全国一律の仕組みを見直して地域の実態に即した施策への転換と確立を図るべきである。

よって、担い手が安心して土地改良事業をはじめとする農地に対する投資を継続的に実行していくためには、所有権に基づく営農体系の構築が不可欠であり、優良農地の確保を行うための施策として所有権の取得を支援する仕組みの構築が不可欠である。

(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進

- ① 貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良が困難であり、いずれ生産力の低下を招く可能性があることから、農地利用の最適化を推進するためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。そのため、担い手への所有権移転による農地集積の促進も政策として明確に位置づけ、現行の貸借中心の農地集積に係る各種支援施策に所有権移転の促進を加えた施策に見直すこと。

- ② 農地利用の最適化の阻害要因のひとつである相続未登記農地については、今般の農業経営基盤強化促進法等の改正により、賃借権の設定期間が延長されるなど一定程度の方策が示されたところであるが、前述のとおり、基盤整備等による農地改良が困難であることから、農地の優良品を確保するため相続未登記農地の所有権移転の促進を図ることが必要である。

そのため、国による職権登記の実現性を含め、相続未登記農地の所有権移転を促進する方策を検討し、具体策を提示すること。

- ③ 今般の税制改正により、「農用地利用規程の特例に係る事項が定められた同規程に基づく農用地利用改善事業の実施区域内農用地が農地中間管理機構に買い取られた場合、譲渡所得税の 2,000 万円の特別控除が適用となる」とされたが、この適用の基準を明確に示し、農村現場への情報提供を図ること。
- ④ 現場の要望に応えようよう、農地売買等事業の予算を確保すること。

(2) 農地の所有権移転による面的集積の促進

- ① 地区の農業者等の話し合いにより、分散した農地をまとめ作業効率の良いほ場を形成する取組みを推進するため、農山漁村振興交付金により交換分合事業を実施しようとする場合は、事務手続の軽減を図るなど農村現場や事業実施主体が取り組みやすい仕組みとするとともに、十全な予算を確保すること。

また、農地耕作条件改善事業により交換分合事業を実施しようとする場合は基盤整備事業の実施が必須とされているが、換地事業と交換分合事業の目的には違いがあることから、この要件を撤廃し、事業費の下限基準を引き下げること。

(3) 農地中間管理事業と利用権による流動化支援策の拡充

耕作者集積協力金・経営転換協力金の交付を受けている者がその期間内において、農地売買等事業により所有権を農地中間管理機構に移転した場合は、農地の集積・集約という目的から逸脱するものではないことから、協力金の返還義務を免除すること。

(4) 優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進

地域環境の保全に向けた措置と農地の有効利用の観点から、農地に隣接する原野等については、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林や鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけることによって適切に管理・保全できる制度を構築するとともに、政策的な支援措置を講じること。

(5) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。
- ② 作業効率の良い優良農地を確保するためには、優良農地に介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

(6) 農業委員会等の農地利用調整機能の強化

本道の農業委員会は、これまで農業経営規模の拡大と農地の集積・集団化、耕作放棄地発生の未然防止をすすめてきたところであり、平成29年において、担い手への農地集積率は90.6%、遊休農地の占める割合も0.2%となるなど、全国に誇れる成果を実現してきた。

しかしながら、今後は農地の受け手不足が見込まれることから、農業委員会の行うあっせん・利用調整活動等の農地流動化・集積活動に対する支援施策である「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について

(1) 後継者対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合、後継者は親の負債を継承することとなり、経営の安定に支障が生じる可能性があるとともに、経営と共に負債を移譲した親は、贈与税の対象となる。

一方、親の経営に負債がない場合には、これまでの経営努力と成果についての対価が支払われることがないとともに、経営の移譲を受けた後

継者は贈与税の課税対象となる。

また、経営資産を後継者へ譲渡した場合は、後継者は、親の経営資産の購入資金として多大な負債を抱えるとともに、譲渡した親は、譲渡所得税・消費税の課税対象となる。

これらのことから、経営の円滑な継承と新たな担い手の経営の安定と育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の課税の特例措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

(2) 新規就農・雇用就農対策及び労働力確保対策について

- ① 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要となっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

- ② 家族経営体・農地所有適格法人による雇用就農は、農業労働力不足の解消と農村地域の人口増加対策に寄与するものであり、より充実した研修の実施を通じて人材を育成することで雇用就農者の定着率が增大すると考えられることから、農の雇用事業による助成水準を引き上げるとともに助成金交付期間の延長を行うこと。
- ③ 就農希望者を受け入れる市町村等が宿泊研修施設を整備する場合の支援策を講じること
- ④ 労働力不足を解消するため、外国人材を対象とした新たな在留資格「特定技能」が新設され農業分野における就労が認められることとなったが、国内での労働力確保対策への支援強化を図ること。

(3) 農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設

- ① 農村地域の核となる農地所有適格法人の設立は、地域の雇用創出、受け手不足の農地の受け皿として一層期待されている。しかし、農地所有適格法人を設立した場合、個人経営で利用していた農業用施設・機械・農地等の農業用資産を、法人に引き継ぐ際の譲渡所得税・消費税等が大きな負担となることが多い。

そのため、共同経営型の法人経営の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資産を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地

所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

- ② 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしていることから、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。
- ③ 酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

(4) 経営所得安定対策等について

- ① 平成30年産以降の米については、新たに発足した「全国農業再生推進機構」が全国的な需給調整を行っているが、食料の安定供給・安全保障の観点から国は同機構に対して積極的に関与し、米価の安定による農業者所得の確保に努めること。
- ② 経営所得安定対策に係る稲作・畑作物等に係る交付金については、再生産と安定的な経営が可能となるよう、十分な予算額を確保すること。
- ③ 生乳生産量の拡大に向けた総合的な対策を樹立し推進すること。
- ④ 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策を一層強化すること。
- ⑤ 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。
また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。
- ⑥ 農業経営基盤強化準備金制度の積立原資は経営所得安定対策の交付金に限定されており、経営所得安定対策の対象外である酪農・畜産・園芸経営は同制度を活用した農業経営の改善が不可能となっている。そのため、同制度の対象を酪農・畜産・園芸経営とすること。

(5) 消費税について

経営所得安定対策に係る戦略作物価格や生乳価格における消費税の取扱いは内税方式となっているが、消費税の適正な転嫁が行われていない事例が見受けられる。

このため、これら内税方式とされている農産物について、消費税の適正な転嫁が行われるよう対策を講じること。

(6) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策については、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られ、本道では平成24年度以降被害額は減少しているものの、依然として年間約数十億円の被害が生じている。

本道においては特にエゾシカによる被害が大きく、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

このため、電気牧柵設置等の設置拡大と更新、ハンターの育成支援、駆除した鳥獣の処理施設設置等に対する補助事業の拡充に加えて、捕獲等に関する規制の緩和を図ること。また、鳥獣被害防止総合対策事業における市町村負担の軽減を図ること。

(7) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して保険料の額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているが、農業経営における男女共同参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。

(8) 被災農地の対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事とその後においても生産力の維持向上のための継続的な支援を行うこと。

(9) 植物品種等の海外流出防止対策について

海外における品種登録、育成者権取得並びに育成者権侵害対策への支援策である「植物品種等海外流出防止総合対策事業」については十分な予算を確保し、我が国で育成された高品質な品種の海外流出と無断増殖への対応を図ること。

(10) ゲノム編集農産物の安全性の確保について

(11) JRによる輸送力の確保対策について

JR北海道は、「当社単独では維持することが困難な線区」を公表しているが、本道産農畜産物においては鉄道による輸送が不可欠であることから、廃線計画の見直しを含めた輸送力確保に向けた支援を行うこと。

(12) ブロードバンドの普及に向けた支援について

5. 電源の確保について

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたが、電源の再配置・リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の多様化を図ること。

6. 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。